

現行	本件後
<p><b>第1条（約款の目的）</b></p> <p>1 本約款は、お客様が開設する東海東京ファンドラップ口座について、お客様と東海東京証券株式会社（以下、「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>2 本約款は、お客様と当社との「東海東京の証券総合取引約款・規定集」その他各規定（以下、「総合約款」といいます。）と一体となってお客様のSMA口座に関する単一の契約を構成するものとし、本約款と総合約款との間に抵触する規定がある場合には、SMA口座に関しては本約款の規定が総合約款に優先するものとします。</p> <p><b>第2条（定義）</b></p> <p>(1) 東海東京ファンドラップ</p> <p>お客様が当社に開設したSMA口座において、お客様が投資一任契約を締結した東海東京アセットマネジメント株式会社（本店所在地：東京都中央区。以下、「東海東京アセット」といいます。）がお客様に代わって、有価証券の売買その他の取引等の取引注文の発注、変更および取消、ならびに金銭の入出金等の指図（以下、「投資一任契約に基づく運用の指図」といいます。）をする取引で、当該投資一任契約に基づく運用の指図については当社の東海東京ファンドラップ手数料が適用される取引のことをいいます。</p> <p>(2) SMA口座</p> <p>東海東京ファンドラップ専用口座の、お客様の証券総合取引口座のことをいいます。</p> <p>(3) 東海東京ファンドラップ手数料</p> <p>個別の取引等に係る通常の委託手数料が適用されることなく、第15条各号に掲げるサービスなどを当社から受けることの包括的対価として、お客様が当社に支払う金銭のことをいい、当社が直接SMA口座から引落とします。</p> <p>(4) 投資一任契約</p> <p>お客様が東海東京アセットと締結した、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部または一部を一任されるとともに当該投資判断に基づきお客様のため投資を行うことに必要な権限を東海東京アセットに委任するための基本契約として包括的事項を定めた契約のことをいいます。</p> <p>(5) 東海東京アセットに支払う投資顧問料等</p> <p>投資一任契約に基づきお客様が東海東京アセットに支払うべき投資顧問料その他の費用をいい、SMA口座からお客様の振込依頼に基づいて東海東京アセットの銀行口座に振込むことができます。</p>	<p><b>第1条（約款の目的）</b></p> <p>1 本約款は、お客様が開設するラップ口座について、お客様と東海東京証券株式会社（以下、「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。</p> <p>2 本約款は、お客様と当社との「東海東京証券の証券総合取引約款・規定集」その他各規定（以下、「総合約款」といいます。）と一体となってお客様のラップ口座に関する単一の契約を構成するものとし、本約款と総合約款との間に抵触する規定がある場合には、ラップ口座に関しては本約款の規定が総合約款に優先するものとします。</p> <p><b>第2条（定義）</b></p> <p>(1) 投資一任契約</p> <p>お客様が東海東京アセットマネジメント株式会社（本店所在地：東京都中央区。以下、「東海東京アセット」といいます。）と締結した、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部または一部を一任されるとともに当該投資判断に基づきお客様のため投資を行うことに必要な権限を東海東京アセットに委任するための基本契約として包括的事項を定めた契約のことをいいます。</p> <p>(2) 東海東京ファンドラップ</p> <p>お客様が当社に開設したラップ口座において、お客様が投資一任契約を締結した東海東京アセットがお客様に代わって、有価証券の売買その他の取引等の取引注文の発注、変更および取消、ならびに金銭の入出金等の指図（以下、「投資一任契約に基づく運用の指図」といいます。）をする取引のことをいいます。</p> <p>(3) ラップ口座</p> <p>総合約款に基づき開設した口座（以下、「主たる取引口座」といいます。）とは別に開設する東海東京ファンドラップ専用口座のことをいいます。</p> <p>(4) ファンドラップ手数料</p> <p>個別の取引等に係る通常の委託手数料が適用されることなく、以下に掲げるサービスなどを当社がお客様にご提供することの包括的対価として、お客様が当社に支払う金銭のことをいい、当社が直接ラップ口座から引落としによりいただくものです。</p> <p>①ラップ口座の開設および維持管理サービス</p> <p>②ラップ口座による有価証券の売買、受渡その他関連サービス</p> <p>③その他ラップ口座全般に関し当社が提供する情報提供などの包括的なサービス</p> <p>(5) 投資顧問報酬</p> <p>投資一任契約に基づきお客様が東海東京アセットにお支払いいただく投資顧問料をいい、ラップ口座から引落としによりいただきます。</p>

### 第3条（法令等の遵守）

お客様および当社は、東海東京ファンドラップにあたり、本約款のほか、金融商品取引法その他の関係諸法令および日本証券業協会、各金融商品取引所が定めた諸規則等（以下、「関係法令等」といいます。）を遵守するものいたします。

### 第4条（個人情報および法人情報の取扱い）

1 お客様は、SMA口座を開設するにあたり、口座開設、取引時確認、内部者登録その他関係法令等に基づく手続きのために、当社の定める書面等を当社に提出していただきます。

2

(1) お客様と東海東京アセットとの投資一任契約に基づくお客様のSMA口座におけるお取引状況およびお預り残高その他の東海東京ファンドラップを提供するために必要な情報、本約款に基づき当該口座を開設・維持管理するために必要な情報ならびに東海東京ファンドラップの終了に関する情報を当社と東海東京アセットが共有する場合。

(3) SMA口座に付帯する傷害保険の契約のためにお客様（被保険者）の情報提供およびこれらに付随・関連するサービス、事務を行うための必要な情報を当社と保険会社が共有する場合。

## 第2章 SMA口座の開設

### 第5条（証券総合取引口座の開設）

1 東海東京ファンドラップをご利用いただくためには、当社にお客様のお取引口座がない場合、新たに当社の総合約款および本約款に基づくお客様名義のSMA口座の開設を行っていただくとともに、本約款に関連しないお客様名義の通常の証券総合取引口座（以下、「通常の取引口座」といいます。）の開設も行っていただくものいたします。

2 既に当社でお客様名義の通常の取引口座を開設している場合でも、東海東京ファンドラップをご利用いただくためには、別途、本約款に基づきSMA口座の開設を行っていただきます。なお、SMA口座を複数開設することはできません。

3 お客様は、東海東京ファンドラップをご利用いただくにあたり、総合約款および本約款その他当社が定める規則等の内容についてご理解いただき、ご同意、ご承諾の上、当社所定の方法によりSMA口座の開設の申込みを行っていただきます。

4 お客様の東海東京ファンドラップに関する投資一任契約に基づく運用は、SMA口座で行うものいたします。

5 SMA口座の開設については、当社において第6条に定める確認事項その他の当社の東海東京ファンドラップ開始基準に従い審査し、当社が認めた場合に限りSMA口座を開設していただくことができます。なお、審査の内容について開示はいたしません。

### 第6条（SMA口座の開設のための必要事項）

当社は、お客様の知識、投資経験、投資目的、資力等を考慮し、さらに、次の各号に掲げる事項に該当していると当社が確認できたお客様

### 第3条（法令等の遵守）

お客様および当社は、ラップ口座において、本約款および総合約款のほかに、金融商品取引法その他の関係諸法令および日本証券業協会、各金融商品取引所が定めた諸規則等（以下、「関係法令等」といいます。）を遵守するものいたします。

### 第4条（個人情報および法人情報の取扱い）

1 お客様は、ラップ口座を開設するにあたり、当社の定める書面等を当社に提出していただきます。

2

(1) お客様と東海東京アセットとの投資一任契約に基づくお客様のラップ口座におけるお取引状況およびお預り残高その他の東海東京ファンドラップを提供するために必要な情報、本約款に基づき当該口座を開設・維持管理するために必要な情報ならびに東海東京ファンドラップの終了に関する情報を当社と東海東京アセットが共有する場合。

(3) ラップ口座に付帯する傷害保険の契約のためにお客様（被保険者）の情報提供およびこれらに付随・関連するサービスの事務を行うための必要な情報を当社と保険会社が共有する場合。

## 第2章 ラップ口座の開設

### 第5条（証券総合取引口座の開設）

1 東海東京ファンドラップをご利用いただくためには、主たる取引口座の開設を行っていただくとともに、当社の総合約款および本約款に基づくお客様名義のラップ口座の開設を行っていただきます。

2 既に当社でお客様名義の主たる取引口座を開設している場合でも、東海東京ファンドラップをご利用いただくためには、別途、本約款に基づきラップ口座の開設を行っていただく必要があります。なお、ラップ口座を複数開設することはできません。

3 お客様は、東海東京ファンドラップをご利用いただくにあたり、総合約款および本約款その他当社が定める規則等の内容についてご理解いただき、ご同意・ご承諾の上、当社所定の方法によりラップ口座の開設の申込みを行っていただきます。

4 お客様の東海東京ファンドラップに関する投資一任契約に基づく運用は、ラップ口座で行うものいたします。

5 ラップ口座の開設については、当社において第6条に定める必要事項その他の当社の東海東京ファンドラップ開始基準に従い審査し、審査を通過された場合に限りラップ口座を開設していただくことができます。なお、審査の内容について開示はいたしません。

### 第6条（ラップ口座の開設のための必要事項）

当社は、お客様の金融商品取引行為に関する知識、投資経験、投資目的、資力等を考慮し、さらに、次の各号に掲げる事項に該当されると当社が

についてSMA口座の開設審査を行います。

- (4) 個人の場合は、満 20 歳以上であること。
- (5) 東海東京カードが発行されないことをご承諾いただいていること
- (6) 個人のお客様について、SMA口座を租税特別措置法第 3 7 条の 1 1 の 3 第 3 項第 1 および第 2 号に規定する特定口座（以下、「特定口座」といいます。）の設定をする場合は、通常の取引口座にも特定口座を開設することが必要であること。
- (7) 当社の定める一定評価額以上のSMA口座残高を維持していただけるお客様であること。
- (8) その他当社が定める口座開設のための必要事項に該当すること。

#### 第 7 条（SMA口座の解除）

当社は、次の各号に該当すると当社が判断した場合には、お客様に通知・催告することなくSMA口座を解除し、閉鎖することができるものといたします。

- (1) SMA口座の開設後、90 日以内に東海東京アセットと投資一任契約が締結されていないことを当社が確認した場合
- (2) SMA口座の開設後、180 日以内にラップ口座にお客様からの東海東京ファンドラップにかかるご資金のご入金がない場合
- (3) その他当社がSMA口座として認めることができない事項に該当した場合

#### 第 8 条（東海東京ファンドラップの開始）

東海東京ファンドラップをご利用いただくためには、お客様に東海東京アセットと投資一任契約を締結していただきます。また、当社は当該投資一任契約を締結した書面等の次の各号の内容を記載した証明書を東海東京アセットより受入れるものとします。

- (1) 投資一任契約の契約期間
- (2) 投資一任契約の契約資産の額
- (3) 取引形態
- (4) その他当社が東海東京ファンドラップのために必要な事項等

#### 第 9 条（東海東京ファンドラップの運用期間）

1 SMA口座において東海東京ファンドラップをご利用いただくことができる期間（以下、「運用期間」といいます。）は、SMA口座にかかる投資一任契約に基づく運用開始日（以下、「運用開始日」といいます。）から、当該運用開始日の 1 年後の当該運用開始日の応答日の属する月の前月の末日までといたします。ただし、運用期間満了日の 1 ヶ月前までにお客様から当社所定の方法による特段のお申出がない場合には、運用期間は 1 年間自動的に延長されるものとしその後もまた同様といたします。

2 前項の特段のお申出は、お客様が東海東京アセットに対して、投資一任契約の期間満了による終了をお申出になった場合に、当該終了

確認できたお客様についてラップ口座の開設審査を行います。

- (4) 個人の場合は、成人に達していること。

削除

(5) 個人のお客様について、ラップ口座を租税特別措置法第 3 7 条の 1 1 の 3 第 3 項第 1 号に規定する特定口座（以下、「特定口座」といいます。）の設定をする場合は、主たる取引口座も特定口座にすることが必要であること。

(6) 当社の定める一定評価額以上のラップ口座残高を維持していただけるお客様であること。

- (7) その他当社が定める口座開設のための必要事項に該当すること。

#### 第 7 条（ラップ口座の解約）

当社は、次の各号に該当すると当社が判断した場合には、お客様に通知・催告することなくラップ口座を解約し、閉鎖することができるものといたします。

- (1) ラップ口座の開設後、90 日以内に東海東京アセットと投資一任契約が締結されていないことを当社が確認した場合
- (2) ラップ口座の開設後、180 日以内にラップ口座にお客様からの東海東京ファンドラップにかかるご資金のご入金がない場合
- (3) 東海東京アセットマネジメントの運用資金待機コース受付日より運用再開手続きが取られないまま 6 ヶ月が経過した場合
- (4) その他当社がラップ口座として認めることができない事項に該当した場合

削除

#### 第 8 条（東海東京ファンドラップの運用期間）

1 ラップ口座において東海東京ファンドラップをご利用いただくことができる期間（以下、「運用期間」といいます。）は、ラップ口座にかかる投資一任契約に基づく運用開始日（以下、「運用開始日」といいます。）から、当該運用開始日の 1 年後の当該運用開始日の応答日の属する月の前月の末日（以下、「運用期間満了日」といいます。）までといたします。ただし、運用期間満了日の 1 ヶ月前までにお客様から当社所定の方法による特段のお申出がない場合には、運用期間は 1 年間自動的に延長されるものとしその後もまた同様といたします。

2 前項の特段のお申出は、お客様が東海東京アセットに対して、投資一任契約の期間満了による終了をお申出になった場合に、当該お申出を当

にともなう東海東京ファンドラップの終了について東海東京アセットに申出られたときは、当該お申出を当社への申出とみなして、当社は手続きをいたします。

#### 第10条（SMA口座にかかる権限）

1 SMA口座は、お客様の判断と責任において締結された投資一任契約に基づき必要な権限を委任された東海東京アセットに限り、投資一任契約に基づく運用の指図を行うことができるものといたします。

2 当社は、SMA口座に関するお客様の直接の指図をお受けすることはできません。ただし、次の各号の場合に第20条第1項の手続きを行うときは、この限りではないものといたします。

- (1) 投資一任契約が終了したことを当社が確認した場合
- (2) 東海東京アセットが破綻したことを当社が確認した場合

#### 第11条（運用制限）

#### 第12条（特定口座の取扱い）

1 当社でSMA口座において特定口座の開設を行う場合は、通常の取引口座にも特定口座を開設することが必要となります。（法人は除きます。）

この場合、SMA口座と通常の取引口座を一体として、譲渡益税を損益通算し管理する特定口座として取扱います。

2 SMA口座は、通常の取引口座において特定口座の設定をした場合には、すべて特定口座として取扱うものとします。

3 SMA口座における源泉徴収の取扱いについて、租税特別措置法施行令第25条の10の11第1項に基づき、通常の取引口座において「源泉徴収あり」または「源泉徴収なし」のいずれかを選択された場合、SMA口座も同様に取扱われるものとします。

4 SMA口座において譲渡益税が発生した場合、SMA口座より源泉徴収いたします。またSMA口座と通常の取引口座で同一受渡日の譲渡益税が発生した場合は、源泉徴収金額を按分し、各々の口座から源泉徴収いたします。

なお、還付については、SMA口座ではなく通常の取引口座へ還付いたします。

5 SMA口座において、「成功報酬型」を選択された場合、「源泉徴収なし」のみの取扱いとなります。

#### 第13条（利金、分配金の再投資）

1 SMA口座で保有する自動けいぞく投資専用の投資信託より生じた利金および収益分配金については、総合約款に従い再投資いたします。

2 SMA口座で保有する自動けいぞく投資専用の投資信託以外の有価証券より生じた利金および収益分配金は、再投資いたしません。

3 SMA口座で保有する有価証券から生じた利金および収益分配金による他の有価証券の自動取得ならびに投資信託の累積投資取引の分配金出金のお申込みをいただくことはできません。

#### 第14条（お客様への報告）

### 第4章 東海東京ファンドラップ手数料

社への申出とみなして、当該終了にともなう東海東京ファンドラップの終了について当社は手続きをいたします。

#### 第9条（ラップ口座にかかる権限）

1 ラップ口座は、お客様の判断と責任において締結された投資一任契約に基づき必要な権限を委任された東海東京アセットに限り、投資一任契約に基づく運用の指図を行うことができるものといたします。

2 当社は、ラップ口座に関するお客様の直接の指図をお受けすることはできません。ただし、次の各号の場合に第17条第1項の手続きを行うときは、この限りではないものといたします。

- (1) 投資一任契約が終了したことを当社が確認した場合
- (2) 東海東京アセットが破綻したことを当社が確認した場合

#### 第10条（運用制限）

#### 第11条（特定口座の取扱い）

1 当社でラップ口座において特定口座の開設を行う場合は、主たる取引口座にも特定口座を開設することが必要となります。（法人は除きます。）

この場合、ラップ口座と主たる取引口座を一体として、譲渡益税を損益通算し管理する特定口座として取扱います。

2 ラップ口座は、主たる取引口座において特定口座の設定をした場合には、すべて特定口座として取扱うものとします。

3 ラップ口座における源泉徴収の取扱いについて、租税特別措置法施行令第25条の10の11第1項に基づき、主たる取引口座において「源泉徴収あり」または「源泉徴収なし」のいずれかを選択された場合、ラップ口座も同様に取扱われるものとします。

4 ラップ口座において譲渡益税が発生した場合、ラップ口座より源泉徴収いたします。またラップ口座と主たる取引口座で同一受渡日の譲渡益税が発生した場合は、源泉徴収金額を按分し、各々の口座から源泉徴収いたします。

なお、還付については、ラップ口座ではなく主たる取引口座へ還付いたします。

削除

#### 第12条（利金、分配金の再投資）

1 ラップ口座で保有する自動けいぞく投資専用の投資信託より生じた利金および収益分配金については、総合約款に従い再投資いたします。

2 ラップ口座で保有する自動けいぞく投資専用の投資信託以外の有価証券より生じた利金および収益分配金は、再投資いたしません。

3 ラップ口座で保有する有価証券から生じた利金および収益分配金による他の有価証券の自動取得ならびに投資信託の累積投資取引の分配金出金のお申込みをいただくことはできません。

#### 第13条（お客様への報告）

### 第4章 東海東京ファンドラップ手数料等のお支払い

### 第 15 条（東海東京ファンドラップ手数料）

運用期間におけるSMA口座に関する次の各号のサービスについて当社がお客様からいただく東海東京ファンドラップ手数料は、通常の取引口座における売買委託手数料（以下、「通常の手数料」といいます。）とは異なります。また、通常の手数料に基づく金銭はお客様からいただきません。

- (1) SMA口座の開設および維持管理サービス
- (2) SMA口座による有価証券の売買、受渡その他関連サービス
- (3) その他SMA口座全般に関し当社が提供する情報提供などの包括的なサービス

### 第 16 条（東海東京ファンドラップ手数料の計算）

1 東海東京ファンドラップ手数料は、東海東京アセットとお客様が締結された投資一任契約の報酬体系に合わせて、「固定報酬型」または「成功報酬型」のいずれかの計算方式をお客様に選択していただけます。なお、「固定報酬型」東海東京ファンドラップ手数料および「成功報酬型」東海東京ファンドラップ手数料は、いずれも投資一任契約のすべての契約資産の計算基準日における総合計金額に、当社が定める計算料率を乗じて計算し、同一の金額となります。

2 東海東京アセットとの投資一任契約の報酬体系を変更される場合には、当社においても当社所定の手続きにより方式の変更をお届けいただくものといたします。ただし、お客様が東海東京アセットに対して、報酬体系の変更をお申出になった場合に、当該変更にもなう当社手数料方式の変更手続きについて東海東京アセットにご依頼されたときは、当該ご依頼を当社へのお届け出とみなして、当社は手続きをいたします。

3 東海東京ファンドラップ手数料は、次に掲げる時期および方法により計算いたします。

#### (1) 計算期間

運用開始日から運用開始日の属する月の翌々月の月末までの実日数を最初の計算期間とし、その後は、当該月末後の3ヵ月ごとの実日数を計算期間とします。なお、日数計算においては閏年にかかわらず1年を365日とし、2月を28日とします。

#### (2) 計算基準日

運用開始日の前営業日および各計算期間の末日（当日が営業日でない場合には直前の営業日）を計算基準日とします。

#### (3) 計算方法

東海東京ファンドラップ手数料の金額＝（計算評価額×計算料率）×計算期間÷365

投資一任契約のすべての契約資産の計算基準日における総合計金額である計算評価額に対し当社が定める計算料率を乗じた金額に、更に計算期間（実日数）を乗じた金額を365で除した金額（1円未満は

削除（第2条（4）に移行）

### 第 14 条（ファンドラップ手数料の計算方法）

1 お客様に直接ご負担いただく手数料は、投資一任契約に基づく一任運用サービスの対価としての「投資顧問報酬」と売買・管理などの証券業務の対価としての「ファンドラップ手数料」となります（以下、投資顧問報酬およびファンドラップ手数料をあわせて「東海東京ファンドラップ手数料等」といいます。）。投資顧問報酬体系は、「固定報酬型」または「成功報酬型」のいずれかの計算方式をお客様に選択していただけます。なお、ファンドラップ手数料は、「固定報酬型」、「成功報酬型」の、いずれにおいても投資一任契約のすべての契約資産の計算基準日における総合計金額に、当社が定める計算料率を乗じて計算し、同一の金額となります。

2 東海東京アセットとの投資一任契約の投資顧問報酬体系を変更される場合には、当社においても当社所定の手続きにより方式の変更をお届けいただくものといたします。ただし、お客様が東海東京アセットに対して、報酬体系の変更をお申出になった場合に、当該変更にもなう当社手数料方式の変更手続きについて東海東京アセットにご依頼されたときは、当該ご依頼を当社へのお届け出とみなして、当社は手続きをいたします。

3 ファンドラップ手数料は、次に掲げる時期および方法により計算いたします。

#### (1) 計算期間

四半期を1期間として1年を1月から3月、4月から6月、7月から9月、10月から12月に区分した期間。初回の場合、運用開始日から運用開始日の属する計算期間の月末までの実日数。その後は当該月末後の1期間の実日数。なお、年間の日数は、閏年にかかわらず365日とします。

#### (2) 計算基準日

初回の場合：運用開始日の前営業日

その後：各計算期間の末日（当日が営業日でない場合には直前の営業日）

#### (3) 計算方法

ファンドラップ手数料の金額＝（計算評価額×計算料率）×計算期間÷365

投資一任契約のすべての契約資産の計算基準日における総合計金額である計算評価額に対し当社が定める計算料率を乗じた金額に、更に計算期間（実日数）を乗じた金額を365で除した金額（1円未満は切捨て）

切捨て)を東海東京ファンドラップ手数料の金額とします。この場合、運用開始日の前営業日を計算基準日として最初の計算期間における東海東京ファンドラップ手数料の金額を計算するものとし、また、各計算期間末日を計算基準日として翌計算期間における東海東京ファンドラップ手数料の金額を計算いたします。

4 計算期間中に投資一任契約の契約資産の増額が行われた場合、次の方法により東海東京ファンドラップ手数料の再計算を行い、追加してお支払いただく東海東京ファンドラップ手数料の金額を計算します。

(3) 再計算方法

再計算した東海東京ファンドラップ手数料の金額＝(再計算の対象となる計算評価額×計算料率)×再計算期間÷365

(4) 追加していただく東海東京ファンドラップ手数料の金額

追加していただく東海東京ファンドラップ手数料の金額＝再計算した東海東京ファンドラップ手数料の金額－{当該計算期間の支払済の東海東京ファンドラップ手数料×(再計算期間/計算期間)}

前計算期間の末日を計算基準日として計算された当該計算期間の東海東京ファンドラップ手数料に再計算期間の実日数を乗じた金額を当該計算期間の実日数で除した金額を、再計算した東海東京ファンドラップ手数料の金額から引いた金額(1円未満は切捨て)とします。ただし、計算の結果、追加していただく東海東京ファンドラップ手数料の金額が0円または負の金額の場合には0円とします。

5 計算期間中に投資一任契約の契約資産の減額が行われた場合、未経過の当該計算期間の実日数にかかわらず、前計算期間の末日を計算基準日として計算された当該計算期間の東海東京ファンドラップ手数料の返還、減額等の調整は行いません。ただし、第25条第1項各号に掲げる事由により、本約款が当社により解約される場合には、当該解約日を計算期間の末日とみなして東海東京ファンドラップ手数料を再計算し、超過分をお客様に返還いたします。

6 東海東京ファンドラップ手数料は、取引開始日から第19条に定めるサービス終了日までの東海東京ファンドラップに適用されるものといたします。

をファンドラップ手数料の金額とします。この場合、運用開始日の前営業日を計算基準日として最初の計算期間における東海東京ファンドラップ手数料等の金額を計算するものとし、また、各計算期間末日を計算基準日として翌計算期間におけるファンドラップ手数料等の金額を計算いたします。

なお、計算評価額は、保有投資信託の信託約款に基づき計算される基準価額に基づき、合算して求められた口座全体の評価額といたします。

4 計算期間中に投資一任契約の契約資産の増額が行われた場合、次の方法によりファンドラップ手数料の再計算を行い、追加してお支払いただくファンドラップ手数料等の金額を計算します。

(3) 再計算方法

再計算した東海東京ファンドラップ手数料等の金額＝(再計算の対象となる計算評価額×計算料率)×再計算期間÷365

(4) 追加していただくファンドラップ手数料の金額

追加していただくファンドラップ手数料の金額＝再計算したファンドラップ手数料の金額－{当該計算期間の支払済のファンドラップ手数料×(再計算期間/計算期間)}

前計算期間の末日を計算基準日として計算された当該計算期間のファンドラップ手数料に再計算期間の実日数を乗じた金額を当該計算期間の実日数で除した金額を、再計算したファンドラップ手数料の金額から引いた金額(1円未満は切捨て)とします。ただし、計算の結果、追加していただくファンドラップ手数料の金額が0円または負の金額の場合には0円とします。

5 計算期間中に投資一任契約の契約資産の減額が行われた場合、未経過の当該計算期間の実日数にかかわらず、前計算期間の末日を計算基準日として計算された当該計算期間のファンドラップ手数料の返還、減額等の調整は行いません。ただし、第22条第1項各号に掲げる事由により、本約款が当社により解約される場合には、当該解約日を計算期間の末日とみなしてファンドラップ手数料を再計算し、超過分をお客様に返還いたします。

6 ファンドラップ手数料は、取引開始日から第16条に定める解約締結日までの東海東京ファンドラップに適用されるものといたします。

7 新規契約の運用開始日から24ヶ月経過後の応当日が属する計算期間の翌計算期間からファンドラップ手数料を30%割引いたします。なお、一度解約後、再契約されている場合、過去の運用期間の通算はいたしません。また、計算期間は1月から3月、4月から6月、7月から9月、10月から12月とします。

8 運用資金待機コースを選択中、新たに発生する計算期間においてファンドラップ手数料等は徴収いたしません。また、選択期間は東海東京アセットマネジメントの受付日より最長6ヶ月間とし、期限日の1ヶ月前にお知らせいたします。なお、運用再開された場合、残りの計算期間に

#### 第 17 条（有価証券の評価方法）

計算評価額を計算するための投資信託の評価額は、計算基準日において投資信託の信託約款に基づき計算される基準価額といたします。

#### 第 18 条（東海東京ファンドラップの終了時の手数料）

東海東京ファンドラップ手数料は、計算基準日または再計算基準日の翌営業日から起算して 10 営業日目に、当該手数料の金額を、当社がお客様の SMA口座の残高から直接徴収いたします。

#### 第 19 条（東海東京ファンドラップの終了）

1 当社は、次の各号の場合には、当該各号に定める期日（以下、「サービス終了日」といいます。）をもって、お客様の東海東京ファンドラップを終了するものといたします。ただし、東海東京アセットが東海東京ファンドラップの終了に同意しなかった場合を除きます。

(1) 第 9 条に基づくお客様のお申出により運用期間が終了する場合  
・第 9 条に基づく運用期間の満了日

(2) お客様が当社に SMA口座の解約を申し込まれた場合  
・お客様、東海東京アセットおよび当社が合意した日

(3) お客様が東海東京ファンドラップの終了を申し込まれた場合  
・お客様、東海東京アセットおよび当社が合意した日

(4) 投資一任契約が終了した場合  
・当社が当該投資一任契約の終了を確認した日

(5) お客様の当社に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送された場合  
・当社が当該命令または通知を受領した日

(6) お客様について支払いの停止または破産手続開始もしくは再生手続開始の申立てその他これに類する申立てがあった場合  
・当社が当該支払の停止または申立てがあったことを確認した日

(7) お客様について相続が開始した場合  
・当社が当該相続の開始を確認した日

(8) お客様が第 6 条第 2 号に該当しなくなる場合  
・事前のお客様からのお申出に基づき、お客様、東海東京アセットおよび当社が合意した日

(9) お客様が第 6 条第 2 号に該当しなくなったことを当社が知った場合  
・当該事実を当社が知った日

(10) 当社の過失によらないで、お客様の所在が不明となった場合

応じてファンドラップ手数料等を徴収いたします。復帰手続きをせず、期間経過後は契約終了による解約となります。

削除

#### 第 15 条（東海東京ファンドラップ手数料等の徴収）

東海東京ファンドラップ手数料等は、計算基準日または再計算基準日の翌営業日から起算して 10 営業日目に、当該手数料等の金額を、当社がお客様のラップ口座の残高から直接徴収いたします。なお、計算基準日までに解約のお申出をいただき、解約締結が成立した際は、翌 3 ヶ月の東海東京ファンドラップ手数料等はいただきませんが、お申出日が計算基準日以降になった場合、翌 3 ヶ月の東海東京ファンドラップ手数料等をお支払いいただくこととなります。

#### 第 16 条（東海東京ファンドラップの終了）

1 当社は、次の各号の場合には、当該各号に定める期日（以下、「解約締結日」といいます。）をもって、お客様の東海東京ファンドラップを終了するものといたします。ただし、本項第 1 号及び第 2 号のお申し出書類に不備があることにより、東海東京アセットが東海東京ファンドラップの終了のお申し出書類を受理できない場合を除きます。

(1) 第 8 条ただし書きに基づくお客様のお申出により運用期間が終了する場合  
・第 8 条に基づく運用期間満了日

削除

削除

(2) お客様が東海東京ファンドラップの終了を申し込まれた場合  
・お客様、東海東京アセットおよび当社が合意した日

削除

削除

(3) お客様の当社に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送された場合  
・当社が当該命令または通知を受領した日

(4) お客様について支払いの停止または破産手続開始もしくは再生手続開始の申立てその他これに類する申立てがあった場合  
・当社が当該支払の停止または申立てがあったことを確認した日

(5) お客様について相続が発生した場合  
・当社が当該相続の発生を確認した日

(6) お客様が第 6 条第 2 号に該当しなくなる場合  
・事前のお客様からのお申出に基づき、お客様、東海東京アセットおよび当社が確認した日

(7) お客様が第 6 条第 2 号に該当しなくなったことを当社が知った場合  
・当該事実を当社が知った日

(8) 当社の過失によらないで、お客様の所在が不明となった場合

・お客様の所在が不明と当社が判断した日

#### 第20条（東海東京ファンドラップ終了後の精算）

1 当社は、第7条によりSMA口座が解除された場合および第19条により東海東京ファンドラップが終了した場合、当社所定の手続きにより処理し、第19条第1項第5号および第6号の場合を除き、お客様のSMA口座における金銭その他のすべての残高をサービス終了日の翌営業日に、お客様から特にご指示のない限り、お客様の通常の取引口座へ振替る手続きを行いません。

2 お客様がSMA口座の清算の指図をした場合、当該指図の実行に関して当社の要した実費は、お客様がその都度直ちに当社にお支払いいただきます。

#### 第21条（免責事項）

(2) 天災地変、戦争、政変、ストライキ、経済事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、SMA口座における注文の執行、金銭の授受等が遅延または不能となったことにより生じた損害等。

(4) 電信、インターネット、電話回線または郵便等の通信手段における誤りまたは遅延等、市場関係者もしくは第三者が提供するシステム、ソフトウェア等の故障または誤作動および通信回線のトラブル等、東海東京ファンドラップに関係する一切のシステムに係わる障害その他当社の責めに帰すべからざる事由により生じた損害、ならびに当社の故意または過失によらない当社のコンピュータシステム、ソフトウェア等の故障および誤作動により生じた損害等。

(6) 投資一任契約に基づく運用の指図の結果、お客様が事前に届出なく金融商品取引法第27条の23第1項に定める「大量保有者」に該当したことにより生じた損害等。

(7) その他、当社の責めに帰すことのない事由により生じた損害等。

#### 第22条（債権譲渡の禁止）

#### 第23条（届出事項の変更）

#### 第24条（通知の効力）

当社から、お客様の届け出た住所宛にお送りする東海東京ファンドラップに関する通知または書類が、お客様の転居、不在またはお客様の連絡先にかかる届出の不備その他当社の責めに帰さない事由により延着または到達しなかった場合には、当該通知または書類は通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 第25条（本約款の解約）

1

(1) 本約款の変更にお客様が同意しないとき

・解約日としてお客様が当社と合意した日

(2) 当社が本業務の停止もしくは中止または廃止を決定した場合で、

・お客様の所在が不明であると当社が判断した日

【新設】

3 当社は、お客様の東海東京ファンドラップが終了した場合、ラップ口座の閉鎖手続きをとることができます。

#### 第17条（東海東京ファンドラップ終了後の精算）

1 当社は、第7条によりラップ口座が解約された場合および第16条により東海東京ファンドラップが終了した場合、当社所定の手続きにより処理し、第16条第1項第3号および第4号の場合を除き、お客様のラップ口座における金銭を、お客様の主たる取引口座へ振替る手続きを行いません。

2 お客様がラップ口座の清算の指図をした場合、当該指図の実行に関して当社の要した実費は、お客様がその都度直ちに当社にお支払いいただきます。

#### 第18条（免責事項）

(2) 天災地変、戦争、政変、ストライキ、経済事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、ラップ口座における注文の執行、金銭の授受等が遅延または不能となったことにより生じた損害等。

(4) 電信、インターネット、電話回線または郵便等の通信手段における誤りまたは遅延等、市場関係者もしくは第三者が提供するシステム、ソフトウェア等の故障または誤作動および通信回線のトラブル等、東海東京ファンドラップに関係する一切のシステムに係わる障害その他当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害、ならびに当社の故意または過失によらない当社のコンピュータシステム、ソフトウェア等の故障および誤作動により生じた損害等。

削除

(6) その他、当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害等。

#### 第19条（債権譲渡の禁止）

#### 第20条（届出事項の変更）

#### 第21条（通知の効力）

当社から、お客様の届け出られた住所宛にお送りする東海東京ファンドラップに関する通知または書類が、お客様の転居、不在またはお客様の連絡先にかかる届出の不備その他当社の責めに帰すことのできない事由により延着または到達しなかった場合には、当該通知または書類は通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 第22条（本約款の解約）

1

削除

(1) 当社が本業務の停止もしくは中止または廃止を決定した場合で、

相当の期間を定めてお客様に対して業務停止日時の事前通知を行ったとき

- ・当社が事前通知の中で停止日もしくは中止日または廃止日とした日
- (3) 前号の他、やむを得ない事由により、当社がお客様に解約の申し出をおこなったとき
- ・当社が解約の申し出の中で指定した日

2 第1項により本約款が解約された場合には、第1項第1号のときにはお客様と当社が合意した日、また、同項第2号および第3号のときには当社の指定した日をサービス終了日として、お客様と当社は第20条第1項に準じた手続きを行うものいたします。

3 前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、当社が取引を継続することが不適切である場合には、当社は取引を停止し、または解約の通知をすることにより、約款を解約することができるものとします。

(1) お客様が口座開設申込時にした確約に関して次号AからFのいずれにも該当しない旨の申告について虚偽の申告をしたことが判明したとき

#### 第26条（本約款の終了）

第19条により東海東京ファンドラップが終了した場合には第20条第1項に基づきSMA口座に残高がなくなった日もしくは同条第2項の実費のお支払の完了した日のいずれか遅い日、または第25条第1項各号の場合には同条第2項に定める日に、本約款は終了するものいたします。

#### 第27条（準拠法）

#### 第28条（その他）

相当の期間を定めてお客様に対して業務停止日時の事前通知を行ったとき

- ・当社が事前通知の中で停止日もしくは中止日または廃止日とした日
- (2) 前号の他、やむを得ない事由により、当社がお客様に解約の申し出をおこなったとき
- ・当社が解約の申し出の中で指定した日

2 前項により本約款が解約された場合には、同項第1号のときにはお客様と当社が合意した日、また、同項第2号および第3号のときには当社の指定した日を解約締結日として、お客様と当社は第17条第1項に準じた手続きを行うものいたします。

3 第1項のほか、次の各号のいずれかに該当し、当社が取引を継続することが不適切であると判断した場合には、当社は取引を停止し、または解約の通知をすることにより、約款を解約することができるものとします。

(1) お客様が口座開設申込時になされた確約に関して次号AからFのいずれにも該当しない旨の申告について虚偽の申告をしたことが判明したとき

#### 【新設】

#### 第23条（本約款の変更）

本約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

#### 第24条（本約款の終了）

第16条により東海東京ファンドラップが終了した場合には第17条第1項に基づきラップ口座に残高がなくなった日もしくは同条第2項の実費のお支払の完了した日のいずれか遅い日、または第22条第1項各号の場合には同条第2項に定める日に、本約款は終了するものいたします。

#### 第25条（準拠法）

#### 第26条（その他）